

平成 27 年 9 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

9 月 17 日

江 南 市 議 会 厚 生 文 教 委 員 会 会 議 録

平成27年9月17日〔木曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

- 請願第4号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願書
- 請願第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書
- 請願第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書
- 請願第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

行政視察について

常任委員会の研修会について

出席委員（7名）

委員長	野 下 達 哉 君	副委員長	藤 岡 和 俊 君
委員	尾 関 健 治 君	委員	牧 野 圭 佑 君
委員	伊 神 克 寿 君	委員	掛 布 まち子 君
委員	東 猴 史 紘 君		

欠席委員（0名）

委員外議員（0名）

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗 本 浩 一 君	議事課長	高 田 裕 子 君
議事課主幹	今 枝 直 之 君	主 事	徳 永 真 明 君

説明のため出席した者の職、氏名

教育長	石 井 悦 雄 君
健康福祉部長	大 竹 誠 君
教育部長	菱 田 幹 生 君
高齢者生きがい課長	川 田 保 君

子育て支援課長	村 井 篤 君
福祉課長兼基幹相談支援センター長	貝 瀬 隆 志 君
健康づくり課長兼保健センター所長	倉 知 江理子 君
保険年金課長	本 多 弘 樹 君
教育課長兼少年センター所長	武 馬 健 之 君
教育課管理指導主事	熊 崎 規 恭 君
教育課主幹	梅 本 孝 哉 君
生涯学習課長	中 村 信 子 君
生涯学習課統括幹兼体育施設長	伊 藤 健 司 君
生涯学習課主幹	大 塚 將 史 君
生涯学習課副主幹	安 達 則 行 君

○委員長 昨日に引き続きまして、厚生文教委員会を開きます。

請願第4号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願書

請願第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書

請願第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書

○委員長 続きまして、請願第4号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願書及び請願第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書並びに請願第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書は、関連がありますので一括議題といたします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○主事 恐れ入りますが、請願文書表をごらんください。

請願第4号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願書。請願者、名古屋市東区筒井二丁目10番16号、土居 修。

請願趣旨。

貴職におかれましては、日ごろより私学教育の振興、とりわけ私立高校生に対する授業料助成につきまして、一方ならぬ御理解と御支援を賜り、深く感謝しております。

「いじめ」問題や虐待など、子供と教育をめぐる暗いニュースが後を絶たぬ中、大人社会の役割、とりわけ学校教育と教育行政の責務はますます重大となっています。子供一人一人に寄り添い、子供が安心して豊かに育つ土壌をつくらねばなりません。

愛知の私学では、学校—家庭—地域・市民が連携しながら、生徒が主体的に学び、生きる、そのために生の世の中、自然、人生、人々とクロスすることを焦点に、各学園が独自性を生かして多彩な教育を進めてきました。そして、2,200講座（うち生徒講座640）に6万人以上が参加した昨夏の「愛知サマーセミナー」や7万人が参集した昨秋の「オータムフェス」などに象徴されるように、全国各界からも教育改革の先進として注目されています。

しかし、私ども私学内部の努力だけではどうしても解決できない問題があります。それは、学費の公私格差の問題です。

御承知のように、現在、愛知県では高校生の3人に1人が私学に学んでおり、私学は公教育の重要な役割を担っています。それにもかかわらず、学費の公私格差はいまだ大きく、多くの生徒が無償の公立に対して私学の初年度納付金は約64万円を超え、私学を自発的に選択できる層はごく一部に限られています。

とりわけ、平成22年度の高校無償化の際に公立高校は無償化される一方、私立高校生には就学支援金が支給されましたが、愛知県では財政難もあって、県独自の授業料助成が大幅に減額されました。特に乙ランク（年収350万円以上840万円以下）の層では、公立が11万8,800円軽減される一方で私学助成は2万4,000円の加算にとどまり、父母負担の公私格差は大きく広がりました。その結果、教育の機会均等が著しく損なわれ、私学を選びたくても選ぶことのできない生徒がますますふえました。そのため私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来のよさを損ないかねない状況に置かれてきました。

このような状況下で、この2年間、愛知県においては、国の無償化政策見直しに伴う就学支援金の加算分約10億円（約5億円掛ける2年）を活用して従来の授業料助成制度を復元し、授業料本体については、乙Ⅰランク（年収610万円以下）までの層はその3分の2を、乙Ⅱランク（年収840万円以下）までの層は半分が助成されることになりました。この措置は、中所得者層での公私格差を是正し、私学選択の自由を広げる上できわめて大きな意義があります。

また、入学金助成は、年収350万円以下の甲ランクでは2年連続5万円増額され、経常費の一般助成は6年ぶりに平成27年度の国基準額へと回復して

います。

それにもかかわらず、父母負担の公私格差の是正はいまだ抜本的な解決には至っておらず、私学を自由に選択できないなど、公私両輪体制にとっていびつな状況が今なお続いています。甲ランクでは、授業料本体と入学金については無償化していただきましたが、施設設備費などを含めた月納金ではいまだ約5万円の公私格差が残っています。しかも、年収350万円以下の低所得者層は公立の倍以上の比率で学費の高い私学に来ているという現状があります。一方、入学金助成は、甲ランクは20万円となり無償化されましたが、乙ランクは、乙Ⅰは6万5,000円、乙Ⅱは4万8,000円で据え置かれたままで、15万円前後の負担が残っています。

市町村におかれましても、以上の実情を踏まえ、引き続き教育の機会均等の保障の精神に立ち、市町村としても授業料助成を拡充していただきますようお願いいたします。

本来、学校は、公立・私立を問わず、誰もが教育の中身によって自由に選択することが望ましく、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、単に私学の問題だけでなく、父母・市民にとって切実な要求です。とりわけ、準義務化された高校教育においては急務です。

元来、県下各市町村の助成は、何十年にもわたった父母・市民の血のにじむ働きかけがあり、それに共感した当局や議会関係者の努力によって国や県の私学助成を補うために市町村独自に実現されてきたものです。それは、教育の機会均等を保障する上で崇高な理念の結晶でもあります。

私たちの願いは、全ての子供が親の所得にかかわらずひとしく教育を受ける権利を保障するために父母負担の公私格差をなくし、教育の公平を図ることです。公立高校が無償化された今こそ、公私格差の是正と父母負担の軽減のために、市町村独自の授業料助成を拡充していただきますようお願いいたします。

そのために、貴職がこれまでと同様、私学の生徒・父母にとって温かみのある役割を果たしていただきますことを心からお願いする次第です。

請願事項。

平成28年度予算において、教育の機会均等の理念を引き継ぎ、私立高校生

の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、私立高校生に対する現行の市町村独自の授業料助成を拡充してください。

続きまして、請願第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書。請願者、名古屋市東区筒井二丁目10番16号、土居 修。

請願趣旨。

日ごろは、私学助成の拡充と私学振興に対して格別の御配慮をいただき、大変ありがとうございます。深く感謝の意を表します。

御承知のように、愛知県では平成11年度に経常費助成が総額の15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小されました。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、経常費単価では徐々に増額に転じ、昨年度16年ぶりに平成10年度水準を超え、今年度は国の財源措置（国基準単価）を6年ぶりに回復しました。しかし、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態が続いています。

また、父母負担の公私格差はいまだ大きく、無償の……。

○牧野委員 委員長、同文は要らないんじゃないか。文章、あと同文なんで、最初と。

○委員長 暫時休憩します。

午前9時40分 休 憩

午前9時41分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を継続します。

じゃあ、事務局お願いします。

○主事 それでは、請願趣旨は省略させていただきます。

請願事項に入らせていただきます。

県に対し、地方自治法第99条により、次の点を内容とする意見書を提出してください。

父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国から財政措置がなされる国基準単価を土台に、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施すること。

では、請願第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書。請願者、名古屋市東区筒井二丁目10番16号、土居 修。

では、請願趣旨のほうは省略させていただきます。

請願事項を朗読させていただきます。

国に対し、地方自治法第99条により、次の点を内容とする意見書を提出してください。

①父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を、加算支給世帯の拡大、加算支給額の増額、施設設備費を対象にするなど、一層拡充すること。

②平成21年度に創設され、平成26年度で廃止された高校生修学支援基金制度復活、または代替の制度を創設すること。

③国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図ること。以上です。

○委員長　それでは、これより審査を行います。

御意見はありませんか。

お一人一人に、それで、その中で御自分の採択・不採択とか継続審査だとか、そういう意思も表明をお願いしたいと思います。

東猴さんのほうから行こうか。

○東猴委員　請願第4号、5号、6号が一括で採択です。

○伊神委員　全面賛成というわけではないですけど、私の考えからいえば、私学というのも一つの会社と捉えたら、私立の一般企業というか、例えば公のほうのお金が安くなって、公のほう安くなったら一般企業も金くれというような考えは私はおかしいと思うので、それで納得できないところが、公というものと私、私学だから一つの経営しておる会社とみなしてね。そういう面で全面賛成できませんが、うちの会長が署名もしておるものですからそちらのほうも加味しまして、全体で半信半疑ありますが、どちらかといえば賛成せざるを得ないというのが正直なところであります。

○尾関（健）委員　平等と悪平等という言葉があるんですが、一長一短ということもあるんですが、今趣旨を聞いておって、これいつまで、ずうっと従来出ておると思うんですね。それで、内容も前年と一緒に、これは会長も署名しておりますし、会長のとおりにオーケーしたいと思います。

○牧野委員　これは江南市にとってと県にとってと国にとってと。基本的には国の政策だと私は思います。江南市も、きのうの決算報告のほうで、高校

生428人に対して428万円助成しております。これは調べると、ほかの市は1万5,000円ぐらい出している市もありますし、その途中もありますし、江南市も1万円がよく出していると思いますが、この文章をずうっと精査しますと、まだ格差がそれなりにある。でも、私学と公立の格差はあって当たり前で、多少の差はいいんだけど、ずうっと調べてみますと年収に応じて甲、乙1、2とあって、まだ格差がちょっとあるなあとは意識いたしましたので、これは国が大きな方針を決めるわけですが、国も県も市ももう少し助成をしていく方向が正しいのではないかと判断いたしましたので採択をしたいと、4、5、6ですか、思いましたから、賛成いたします。

○掛布委員 所得の低い世帯ほど、逆に公立ではなく私立に行かざるを得ない実態があるということと、本来、公立で全ての子供たちを受け入れるだけの枠が広がっていなければいけないところを、公立の整備の不足部分を私立が補っているという面が大きいと思いますので、やはりほとんど準義務教育化されているのが高校教育の実態ですので、それで公立に行けないということでさらに負担が広がるというのは不公平であると思いますので、請願の趣旨にはもちろん賛成ですが、国・県に求めていくということと、もう1つ市に対する請願の採択ということになると、江南市議会としても非常に責任が重いなあという気がしまして、もしお答えいただけるのであればちょっと質問させてもらってもいいでしょうか。

江南市の授業料の助成が近隣に比べて、やはり乙1までしか、年額1万円しか助成していないわけなんですけれども、これを例えばお隣の犬山市並みに乙2の世帯まで、1万円の助成のままで拡大するとすると、先ほど428人に対し1万円助成していたということなんですけど、どれだけ助成の対象者が広がり、したがって幾らふえるということになるか、もしわかったら。

○委員長 ちょっと暫時休憩します。

午前9時43分 休 憩

午前9時44分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○掛布委員 先ほどはちょっと不用意な発言で申しわけありません。

授業料助成制度の各市町の違いの表をいただいて拝見しておりましたけれ

ども、同じ私立に通う高校生でも、残念ながら江南市は、例えばお隣の扶桑町でしたら一律年額1万6,000円の助成ですけれども、江南市は乙1の世帯まで年額1万円ということで、大変な格差が、自治体によってもまた格差があるということで、住んでいるところによってこんなに助成の違いがあってはいけない。やはり少しでも子育てがしやすいまちにしていく意義はあると思いますので、請願の採択には賛成をいたします。

○藤岡委員　私も紹介議員のところに名前を書かせていただいておりますが、以前、自分が私学の教員をやっているときに、この代表教員として陳情をこの江南市役所に送りまして、議長さん等をお願いしていた者ですので、今、私学助成というのも、各例えば大学だとか高校に援助される私学助成と、それとは別に今お話は各保護者の方に直接払われる直接助成のほうの話で、乙1とか乙2とか所得制限があるというのはそちらですので、先ほどの企業努力というところとはまたちょっと違う面の話で、各家庭の保護者の負担を減らすという。日本国ではなかなか、将来的には本当に公立・私学を全く無償化して、教育の中身で公立を選びたい子、私学を選びたい子という世の中になればいいなあという考えのもとにやっております、海外ではそういうような国も実際にもう存在しているというところですよ。

先ほどの中にもありましたように、愛知県の場合は公立と私学が2対1という約束事を決めていまして、例えば去年の中3からことしの中3に受験生が3,000人減ると、公立で2,000人、私学で1,000人の定員を減らすということ協定でやっていますので、自動的に2対1の配分をしていると。さらに、収入が多い家庭は家庭教師や塾に通って成績が高くなる傾向があるので、やはり学力の低い生徒が公立に行けなくて私学に来ると、そういうような形があって、私学に行っている生徒はお金があって、私学を選んで好きで私学に行っているんだから学費が高くて文句言うなど、こういった活動を始めたころにはそういう方がおられたんですけども、そうじゃなくて、私学に行かざるを得なくて私学に行った、それで授業料が払えずにやめていかなきゃいけないような生徒が毎年いると、そういうような状況を少しでも助けたいという、そういうための助成金だと思っていただければと思っております。

今、愛知県内では一律1万2,000円というところが多くなってきて、

一律にしますと、今江南市の場合ですと所得制限がありますので、手続の際に所得証明書をとらなきゃいけないという、事務的にも大変ですね。一律支給ということになりますと、ただ私学に在籍しているという証明があればもうすぐに手続ができるというところもありますので、そういったぎりぎりで金額でもらえるもらえないという、上のほうの金額の人は要らないんじゃないかという意見もあるんですが、やはりそういうぎりぎりのところでもらえるもらえないというところがあって、じゃあどこに線を引くかということになりますと、もう一律というところから、県内でもふえてきている状況です。

ですので、1万円が1万1,000円とか1万2,000円になったりとか、所得制限の上限を上げていただいたり撤廃していただいたりということをしていただければなあということをお願いしながら、ぜひよろしくお願ひしたいと思って請願の採択をお願いしたいと思ひます。

- 委員長　それでは、請願第4号　私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願書について、各委員の御意見は採択とすることですが、採択することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　本請願は採択とすることに決しました。

続きまして、請願第5号　愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書について、各委員の御意見は採択とすることですが、採択することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　本請願は採択とすることに決しました。

請願第6号　国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書、各委員の御意見は採択とすることですが、採択することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　本請願は採択とすることに決しました。

続きまして、それでは請願の採択に伴い、意見書の御協議をお願いいたし

ます。

意見書の案を配付いたします。

暫時休憩します。

午前9時49分 休憩

午前9時52分 開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書（案）の配付漏れはありませんか。

それでは、事務局より意見書（案）の朗読をさせます。

○主事 では、愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）。

現在、愛知県においては高校生の3人に1人が私学に学んでおり、私学は公教育の重要な役割を担っている。これに鑑み、愛知県は、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、経常費2分の1助成（愛知県方式）、授業料助成など、各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、平成11年度に経常費助成が総額の15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、経常費単価では徐々に増額に転じ、昨年度、16年ぶりに平成10年度水準を超え、今年度は国からの財源措置（国基準単価）を6年ぶりに回復した。しかし、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態が続いている。

また、父母負担の公私格差はいまだ大きく、無償の公立に対して、私学の初年度納付金は約64万円を超え、私学を自発的に選択できる層は、ごく一部に限られている。

とりわけ、平成22年度の「高校無償化」の際に、公立高校は無償化される一方、私立高校生には就学支援金が支給されたが、愛知県では財政難もあって県独自の授業料助成が大幅に減額された。特に乙ランク（年収350万円以上840万円以下）の層では、公立が11万8,800円軽減される一方で、私学助成は2万4,000円の加算にとどまり、父母負担の公私格差は大きく広がった。その結果、「教育の機会均等」が著しく損なわれ、私学を選びたくても選ぶことのできない生徒がますますふえた。そのため、私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来のよさを損ないかねない状況に置かれてきた。

このような状況下で、この2年間、愛知県においては、国の無償化政策見直しに伴う就学支援金の加算分約10億円（約5億円掛ける2年）を活用して、従来の授業料助成制度を復元し、授業料本体については、乙Ⅰランク（年収610万円以下）までの層はその3分の2を、乙Ⅱランク（年収840万円以下）までの層は半分が助成されることとなった。この措置は、中所得者層での公私格差を是正し、私学選択の自由を広げる上で、極めて大きな意義がある。また、入学金助成は、年収350万円以下の甲ランクでは2年連続5万円増額された。

それにもかかわらず、「父母負担の公私格差の是正」は、いまだ抜本的な解決には至っておらず、私学を自由に選択できないなど、「公私両輪体制」にとっていびつな状況が今なお続いている。甲ランクでは、授業料本体と入学金については、無償化されたが、施設設備費などを含めた「月納金」では、いまだ約5万円の公私格差が残っている。しかも、年収350万円以下の低所得者層は、公立の倍以上の比率で、学費の高い私学に來ているという現状がある。一方、入学金助成は、甲ランクは20万円となり、無償化されたが、乙ランクは、乙Ⅰは6万5,000円、乙Ⅱは4万8,000円で据え置かれたままで、15万円前後の負担が残っている。

私学は「公教育」の重要な役割を担っており、生徒急増期においては生徒収容で多大な役割を担うなど、「公私両輪体制」で県下の「公教育」を支えてきた。このような事情から、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたる県政の最重点施策でもあった。

本来、学校は、公立・私立を問わず、誰もが教育の中身によって自由に選択することが望ましく、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、単に私学の問題だけでなく、父母・市民にとって切実な要求である。とりわけ、準義務化された高校教育においては急務である。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な県民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、当議会は、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国から財源措置のある「国基準単価」を土台に、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる施策を

実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年、江南市議会。

提出先、愛知県知事。以上です。

○委員長　それでは、この意見書について御意見はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　御意見もないようでありますので、暫時休憩します。

午前10時07分　休　憩

午前10時07分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、意見書（案）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、次の意見書のほうに移らせてもらいます。

じゃあ、事務局お願いします。

○主事　国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）。

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由に私学助成を削減する動きが後を絶たない。愛知県においても、「財政危機」を理由として平成11年度に経常費助成が総額の15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、経常費単価では徐々に増額に転じ、昨年度、16年ぶりに平成10年度水準を超え、今年度は国からの財源措置（国基準単価）を6年ぶりに回復した。しかし、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態が続いている。

また、父母負担の公私格差はいまだ大きく、多くの生徒が無償の公立に対

して、私学の初年度納付金は約64万円を超え、私学を自発的に選択できる層は、ごく一部に限られている。

とりわけ、平成22年度の「高校無償化」の際に、公立高校は無償化される一方……。

○牧野委員　　これ同文だから、後半に走ったらどうですか、これ飛ばして。

○委員長　　暫時休憩します。

午前10時09分　　休　憩

午前10時09分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

では、事務局お願いします。

○主事　　では、提出案の裏面の「貴職におかれては」から進めさせていただきます。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を、一層拡充するとともに、あわせて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年、江南市議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。以上です。

○委員長　　御意見はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　暫時休憩します。

午前10時11分　　休　憩

午前10時11分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、意見書（案）を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、ただいまお認めいただいた意見書（案）を議長のほうに提出し、議会に提出をいたします。

提案理由は、案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしければ、この意見書（案）を、江南市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、委員会提出議案として議長に提出いたしますので、よろしく願いをいたします。

請願第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

○委員長 続きまして、請願第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書について、議題といたします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○主事 恐れ入りますが、請願文書表をごらんください。

請願第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書。請願者、丹羽郡扶桑町柏森字辻田670番地、尾北地区教職員組合執行委員長 瀬上圭太ほか369名。

請願趣旨。

貴職におかれましては、日々、教育の発展に御尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子供たちを取り巻く教育課題は依然として克服されていません。また、特別な支援を必要とする子供や日本語教育の必要な子供も多く、適切な

支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。昨年度、いじめ問題への対応など、教育課題に対応するための「新たな教職員定数改善計画案」を打ち出したものの、学級編制基準の引き下げなど、少人数学級には触れられておらず、不十分なものでした。さらに、本年度教職員定数全体については、昨年度を上回る、子供の自然減に応じた教職員定数減以上の削減がなされ、子供たちの健やかな成長を支えるための施策としては大変不満の残るものでした。今後、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであることに加え、本年度、子供の自然減に準じた措置以上に義務教育費国庫負担金の削減も受け、自治体財政を圧迫しています。子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、そのために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう以下の事項についてお願いいたします。

請願事項。

1. 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。

2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。以上です。

○委員長　これより審査を行います。

御意見はありませんか。

では、またお一人ずつ伺ってまいります。

○東猴委員　私は不採択の立場です。

この請願事項の2番、国庫負担率を2分の1へ復元することに関しては、

日本の予算の中で教育費に投資する割合が世界に比べて低いので、これはまだいいかなあとは思いますが、1番の少人数学級に関しては、これはやっぱり義務教育のときも含めて友達が多いほうが、いろんな友達にもまれたほうが多分人生楽しくなるんじゃないかなあと思うのと、少人数学級、40人が例えば3人とか4人クラスにするならまだ効果があると思うんですけど、40人を20人にしたから、40人に30人にしたからといって、たしか組織の法則で1対8対1ルールだったか2対7対2ルールだったか忘れましたが、どんな組織も、頑張っているのは1割で、普通の人が7割でそうでない人が何%かという何かルールがあったと思うんですけど、40人を30人にしたからといって、結局またそのパーセンテージで出てくるので、余り効果は私はこのぞめないと思っております。なので、友達、多いほうがいいかなあと思うので、この少人数学級には反対であります。

- 伊神委員　　結果は東猴さんと同じですが、この少人数にするということは、先生の立場から見た判断と、全部が面倒を見られない。じゃあ30人に減らして、全部そのほうが見えるという先生の立場からの見方で、だからこういう問題が起きてくるけど、今子供の立場からいったら人数が多いほうがいいと、東猴さんが言ったような、私もそれに賛成です。私は40人、50人でもいいと思うし、ただ先生は見れんから、担任・副担任、2人で見る形も今はとっているところもあると思います。

それより、それでも難しい今の非常に複雑な社会になってきておりますので、その先生が相談できる人、つまりいじめならいじめに対して物すごく専門的な人、また登校拒否といったら登校拒否についての専門的な知識・経験を持った人が各学校において、先生がその専門の人に相談して対処できるというような体制が子供にとっては一番いいんじゃないかと私は考えておりますので、この全体としては反対とさせていただきます。

- 尾関（健）委員　　この内容を見ておって、私どもは大体50名から60名クラスでやってきたんですが、それから見れば半分ですね。しかし、この半分にしたから、例えば成績が上がったかどうか、客観的な数値が私にはわかりません。しかし、少なくすることはやぶさかではないということで、一応賛成とさせていただきます。

○牧野委員　私は反対です。

要点は2つあって、補助を求めるということは基本的に賛成ですが、限られた財源の中で、少人数学級のさらなる拡充ということはコストアップですけれども、実際は学術データが出ておまして、少人数学級が必ずしも学力向上にはつながらないと。ただ、これも一つのデータですけれども、もう少しよく調べて、この40人が、38人が、35人が、30人、各県それぞれやっておりますけれども、実際に効果が出ておるか出てないかの検証をもっとしないと、やみくもに少なくすればよくなるんだ、やみくもに少なくすればいじめがなくなるんだと。ちょっと本質が違うんで、現在やみくもに拡充を含めるということには慎重な立場です。

しかし、一方では義務教育費国庫負担制度の堅持だとか、2分の1を復元ということは基本的には賛成ですので、ですから全体としては、この請願としては賛成しかねるといことです。以上です。

○掛布委員　東議員が紹介議員になっております。当然のごとく、請願の趣旨には全面的に賛同できるので、採択に賛成です。

この趣旨の請願に対しては、これまでも江南市議会として全会一致で、毎年のように採択をしてきていると思います。そういう意味でも、当然採択すべきでありますし、国庫負担率を2分の1に復元するというのはもちろん当然のことで、東議員がおっしゃったように、OECDの中の公教育への国の負担の割合というのは日本は最低レベルでありまして、これではとても国としての責任を果たしていないと思います。当然2分の1に復元すべきでありますし、あと少人数学級の効果について疑問の声もありました。これは、もうはっきり結論として出ている問題だと思います。

文科省自体も調査をしております、少人数学級の効果の検証ということで、文科省としてはまとめています。やはり、一人一人に目がよく行き届いて、特に成績下位の子供たちの意欲が上昇してクラスが落ちついていく、出席率もふえてくる、全般的に学習意欲が高まってくる、学級が落ちついて一人一人が本当にしっかりと学習に取り組む前向きな姿勢になってくるということで、文科省自身が少人数学級の効果をしっかりと認めて、国の予算として全中3までの少人数学級に計画を立てたんですけれども、財務省からだめだと

ということで、それでそれが撤回されてしまった経過があると思いますが、少人数学級というのは世界の中でのもう当然のごとく流れでありまして、先進諸国は20人、25人学級の規模が当たり前になっています。日本のように、40人学級なんて大規模なところは先進諸国ではないと思います。

コストがということなんですけれども、教育の予算は、財政の許す範囲内でやるものではないと思います。何より国民の、特に子供への投資というのは、未来の日本をつくっていく最大の力になると思いますので、財政の許す限りの教育への投資ではなく、まず教育への投資を最優先にして、残ったところをどうするかという問題だと私は思いますので、全面的に採択に賛成です。

○藤岡委員　私も、3月末まで公立の中学校教員でしたので、現場の声としては少人数学級。

高校の教員をやりましたが、高校は同じような学力の生徒がどこの高校も、中学校時代でいくとオール5でも、オール1でも、オール2でも、同じような成績の子が来ていますので、結構授業としてはターゲットを絞って教えやすかったんですけれども、中学校というところは、どう頑張っても本当にオール1しかとれないような子から、もしかしたらオール5を超えて東大、京大に行くんじゃないかという子が同じクラスにいて授業をしなきゃいけないという、この大変さというのがあります。

また、中学校の先生、小学校の先生もですけど、非常に勤務時間が長くなっているという事務的なことも、40人分の指導要領を書くのと35人、30人では全然事務手続も違うし、家庭訪問一つとってみても、40人のうちに行くのと35人、30人のうちに行くのでは大分違うということもあって、かなりこれも教員の負担軽減につながるんじゃないかという現場の声はあります。

それだけではなくて、もう1つ、小学校の暴力行為というのがあったんですけど、そういういじめ、暴力行為の問題もありますが、例えば学年に3人横着な生徒がいたとして、元気のあり余っている生徒がいたとして、3クラスあれば1クラスずつに分けることができるんですが、2クラスに縮めるとどこかのクラスに2人いると。そういう生徒が2人いると、教員によってはそのクラスの授業を成立するのが難しいとか、そういうような問題にも結構

なってくるわけであって、やはりクラス数をふやして、そういったどうしても先生の言うことを聞くという生徒ばかりではありませんので、そういったことを考えると、クラス数をふやすということは、一つに全体的な教育効果が高まることにはつながると私自身は思っております。

ですので、2分の1というのはもちろんですけども、この案にも一応賛成をしたいと思います。

○委員長 御意見も尽きたようであります。これをもちまして御意見をいただくのは終結いたしますが、ここで確認をさせていただきます。

この請願書に対しまして、採択をするという賛成者の挙手を改めてお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長 3名。

じゃあ、反対という方の挙手をお願いします。

[反対者挙手]

○委員長 3名。

賛成者、そして反対者ともに3名と同数であります。これは委員会条例第16条の規定により、委員長において採決をいたすことにします。

この請願書につきましては、皆さんの御意見を今お聞きさせていただいております。②についてはそれほど抵抗がないんですが、①の少人数という部分についての御意見も賜っておりますが、実際に牧野委員さんがおっしゃった、もう少し状況が欲しいというお話もありましたが、実際にこれを導入していて、それを評価をしてやっているところも多数ございます。そういった中の意見を聞きますと、やっぱり人数が少ない分お子さんに教師の目が届くとか、あるいは一人一人にしっかりと時間も費やせるとか、そういう評価も出ている学校も多々ございますので、委員長としましては本案を採択したいと思いますので、採択といたします。

それでは、請願の採択に伴い、意見書の御協議をお願いいたします。

意見書の案を配付いたします。

暫時休憩します。

午前10時29分 休 憩

午前10時29分 開 議

○委員長 じゃあ、休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書（案）の配付漏れはありませんか。

それでは、事務局より意見書（案）の朗読をさせます。

○主事 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）。

未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では、子供たちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子供たちを取り巻く教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。

昨年度、文部科学省は10年間で3万1,800人の定数改善を図る「新たな教職員定数改善計画案」を打ち出し、概算要求にその初年度分として2,760人の定数改善を盛り込んだものの、学級編制基準の引き下げなど、少人数学級には触れられておらず、不十分なものであった。さらに政府予算においては500人の加配による定数改善のみにとどまるとともに、教職員定数全体については、昨年度を上回る、子供の自然減に応じた教職員定数減以上の削減がなされ、子供たちの健やかな成長を支えるための施策としては大変不満の残るものであった。少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職においては平成28年度の政府予算編成に当たり、定数改善計

画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教員予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年、江南市議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。以上です。

○委員長　それでは、この意見書（案）につきまして御意見はございますか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御意見もないようであります。
暫時休憩いたします。

午前10時33分　休　憩

午前10時36分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

採決方法ですが、挙手という形の御意見がありますので、挙手により採決をいたします。

まず、本案を原案のとおり可決する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　じゃあ、反対の方の挙手を求めます。

〔反対者挙手〕

○委員長　賛成者、反対者ともに3名、同数ということですので、今回も委員会条例第16条の規定により、委員長において採決をいたします。

本案を原案のとおり可決とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは続きまして、ただいまお認めいただいた意見書（案）を議長のほうに提出し、議会に提出をいたします。

提案理由は、案のとおりでよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　よろしければ、この意見書（案）を、江南市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき委員会提出議案として議長に提出をいたしますので、

よろしく願いをいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了をいたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

行政視察について

○委員長　　続きまして、行政視察についてを議題といたします。

事務局、資料配付をお願いいたします。

〔資料配付〕

○委員長　　配付漏れはございませんか。

では、この件につきましては、去る6月の委員会におきまして、委員の皆様には視察先と候補地の提案をお願いしておりましたが、御提案いただいた内容を踏まえまして正・副委員長で検討をした結果を本日御報告させていただきます。

まず日程は、6月の委員会では10月13日から10月15日までとさせていただきまされたけれども、受け入れ先等の都合もありまして、委員の皆様には個別にお願いをさせていただきまして大変恐縮でございましたが、10月20日の火曜日から10月22日の木曜日までの2泊3日と変更をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

視察先と調査の内容につきましては、10月20日火曜日は東京都江戸川区で子育て支援と出生率についてを、翌21日水曜日は東京都北区で北区立中央図書館についてを、そして東京都千代田区で千代田図書館についてを、2カ所視察します。最終日の22日木曜日は、東京都練馬区で高齢者の見守り訪問事業についてをそれぞれ調査をいたします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。それではよろしく願いいたします。

なお、詳細な資料については、来月の中旬までには事務局から届けさせますので、視察の当日にお持ちいただけますよう、よろしく願いをいたしま

す。

また、今年度の視察には、事務局と当局より、研修の一環としまして2名が出席することとなっておりますので、当局におかれましては、随行者が決まり次第、事務局に報告をしていただきますよう、よろしく願いをいたします。

常任委員会の研修会について

○委員長　　続きまして、常任委員会の研修会についてを議題とします。

この件につきましては、6月の委員会でも議題とし、御意見・御提案を事務局までお知らせいただくようになっておりますが、現在のところ決定には至っておりません。日程・研修テーマについて、講師や何か適切なテーマがありますでしょうか。

○掛布委員　　非公式ではぐちゃぐちゃしゃべっていたんですけども、以前、図書館問題特別委員会の中でみんなで勉強した、「つながる図書館」という本を書かれた猪谷干香さんという方を招いて講演会をやったらどうかなあと思います。

あと、片山元総務大臣が図書館問題についての造詣が非常に深いということをお聞きしておりますので、とんでもない方なんですけれども、恐れも多いんですけども、もし江南市議会全体でお願いして招聘するということで、もしよしということにほかの委員会とも了解がとれれば、来ていただけると、非常に目からうろこみたいなお話を聞かれるのではないかなあと考えています。

○委員長　　2案、ちょっと出させていただきました。

その他、ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　　それでは、今の2案がありますので、そこも踏まえて、また正・副委員長のほうに一任でよろしいでしょうか、その点は。

○牧野委員　　一任だけど、私、彼女の意見が非常に気に入っておるので。

○委員長　　そこを優先で行きますので。そこがもしだめだったときには、一

任ということでもいいでしょうか。

そういう形で、1回またアプローチという形でさせていただきますので、それが難しかったら正・副委員長で一任と、申しわけないんですけど、よろしくをお願いします。

いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それじゃあ、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会の議題は全て終了をいたしました。

委員会、2日間にわたりまして、皆様方には慎重審議をしていただきました。また、新しく請願等の取り組みもありまして、大変にふなれなところがありまして、皆様には進行上、委員長として大変御迷惑をおかけした点があります。その点はおわび申し上げます。とにかく、委員会としましては2日間無事に終わらせてもらいましたので、また委員の皆様のお協力と、そして当局の皆さんの御協力もいただきまして、これで終了することができました。ありがとうございました。重ねて御礼を申し上げます。

当局から挨拶をお願いいたします。

○教育長　本議会に続きまして、本委員会におきまして、私どもへさまざまな角度から御意見やら、また御指導もいただきました。いただきましたものを健康福祉部、教育委員会、それぞれの毎日の勤務において精いっぱい生かしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○委員長　以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

午前10時45分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 野下達哉